

## II. 暮らしの手続き

### 1. 堺市で新しい生活を始めるとき／引越すとき

#### 1-1 転入、転居、転出

【住民登録・住居地の変更】

こんなとき	手続きをするところ	もっていくもの
<p>&lt;転入&gt; 堺市外から堺市内へ 引越してきたとき</p>	<p>引越してきた日から14日 以内に、住むところの 区役所市民課（16, 17 ページ）へ</p> <p>※妊婦や乳幼児がいる人 は、保健センター（16, 17ページ）へも連絡</p>	<p>① 引越した人全員の在留カード、特別 永住者証明書</p> <p>② 前の住所の市町村が発行した転出 証明書</p> <p>③ 国民年金に加入している人は年金手帳</p> <p>④ 引越した人全員のマイナンバー（下記 ※）の通知カードまたは マイナンバーカード（個人番号 カード）</p>
<p>&lt;転居&gt; 堺市内で区が変わる 引越し、同じ区内での 引越し</p>	<p>上記と同じ</p>	<p>・上記の①、④</p> <p>・⑤国民保険に加入している人は保険証</p>
<p>&lt;転出&gt; 堺市外への引越し</p>	<p>引越す日までに（すでに 引越した場合は、引越した 日から14日以内に） 住んでいた区役所の市民課 へ</p>	<p>・届出人の本人確認書類（運転免許証・ 在留カード等）及び上記の⑤</p> <p>・海外転出の場合は、上記の③、④も必要</p>

#### 【関連する手続き】

国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当、子ども医療、子どもの入学・転校手続きなどが必要な場合があります。詳しくは、転入、転居、転出の手続きのときにたずねてください。  
犬を飼う場合も手続きが必要です。動物指導センター（☎072-228-0168）または各区の保健センター（16, 17ページ）でたずねてください。

#### ※「マイナンバー（個人番号）」について

マイナンバーは、年金・医療保険、雇用保険などの社会保障や、税の申告などの手続きで必要になる番号で、住民一人に一つの番号が通知されます。はじめて日本で住民登録をしたら、約2～3週間後マイナンバーが書かれている通知カードが届きます。  
一時帰国などで日本を出国し再入国したときも、以前のマイナンバーを使うことになります。  
原則として生涯同じマイナンバーを使い続けることとなりますので、必要な手続き以外で他人に教えないでください。

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>

## 1-2 ごみの収集

### 【ごみの出し方】

ごみの種類と出す曜日などを確認し、決まった場所に出しましょう。



日本語

[https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi\\_recy/bunbetsu/shigen/](https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/bunbetsu/shigen/)

英語

<https://www.city.sakai.lg.jp/english/visitors/handbook/>

中国語

<https://www.city.sakai.lg.jp/chinese/visitors/handbook/>

韓国・朝鮮語

<https://www.city.sakai.lg.jp/korean/visitors/handbook/>

ポルトガル語

[https://www.city.sakai.lg.jp/other\\_languages/portuguese/portuguese/](https://www.city.sakai.lg.jp/other_languages/portuguese/portuguese/)

スペイン語

[https://www.city.sakai.lg.jp/other\\_languages/spanish/spain/](https://www.city.sakai.lg.jp/other_languages/spanish/spain/)

やさしいほんご

[https://www.city.sakai.lg.jp/yasashii/yasa\\_gomi/](https://www.city.sakai.lg.jp/yasashii/yasa_gomi/)

ごみの出し方についてのパンフレットが2種類あります。

パンフレット

[https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi\\_recy/bunbetsu/shigen\\_gomi\\_pamph/index.html](https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/bunbetsu/shigen_gomi_pamph/index.html)

#### ・資源とごみの出し方便利帳※



英語

英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語。



問合せ

環境業務課 (☎072-228-7429)

#### ・ごみの出し方がわかります※



英語

英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、ベトナム語。



問合せ

環境事業管理課 (☎072-228-7478)

※市役所市政情報センター、区役所市政情報コーナーでの配布、区役所市民課 (16, 17ページ) で転入・転居の届出のときにもらえます。

## 1-3 水道・下水道

上下水道局お客様センターで下記の届出や問合せができます。

- ・水道の使用開始や休止の届出 (必ず4・5日前までに連絡してください。)
- ・水道料金などの問合せ
- ・赤い水が出たとき  
※水道工事などにより、水道管の中の鉄さびが流れることがあります。しばらく水を流してきれいになってから使ってください。なお、流してもきれいにならないときはお客様センターに連絡してください。
- ・道路上での水もれ、公共下水道のつまりを見つけたときなど

上下水道局お客様センター	
問い合わせ	☎0570-02-1132 (ナビダイヤル) ※PHSや一部のIP電話は使えません ☎072-251-1132 FAX072-252-4132
受付時間	平日 8:45~19:00 土・日曜日、祝休日 9:00~17:00 (ただし、赤水などに関するお問合せ、道路上での水もれや公共下水道のつまりなどを見つけたときは24時間受付しています。)

## 1-4 市営住宅、特定公共賃貸住宅

### 【入居者募集】

毎年5月、10月、11月に募集します。詳しいことは広報さかいに掲載されます。

**問合せ** 5月、10月募集は堺市営住宅管理センター ☎072-228-8225

11月募集は住宅改良課 ☎072-228-8113

府営住宅については、大阪府国際交流財団の「Ⅲ. 暮らしと住まい」のページを見てください。

## 1-5 市税

### 【個人市・府民税（住民税）】

毎年1月1日現在、区内に住んでいる人や、区内に事務所などのある人は税金を払ってください。

- ・普通徴収：前年中に所得のあった人は、3月15日までに市民税申告書を提出してください。

その後、納税通知書が送られますので、税金を払ってください。

**問合せ** 市税事務所 市民税課（住んでいる区の番号に電話してください）

市税事務所 〒591-8037 北区百舌鳥赤畑町1丁3-1		
市民税課	堺区・西区	☎072-231-9751
	中区・南区	☎072-231-9752
	北区・東区	☎072-231-9753
	美原区	☎072-231-9754

- ・特別徴収：給与所得者は、毎月の給与から差引かれます。

## 2. 結婚するとき／離婚するとき

大阪府国際交流財団の「Ⅳ. 在留管理制度・外国人住民基本台帳制度・結婚・離婚」のページを見てください。